

# 陳 情 文 書 表

【平成 30 年第 5 回横手市議会 9 月定例会】

番号	受理年月日	件 名	要 旨	陳情者住所氏名	付託委員会
陳情 30 第 13 号	H30. 6. 14	横手市の公文書館開設について	<p>横手市において、公文書館を開設する計画が明らかになった。少子化が進む当地域では、個人や団体で保存してきた記録資料の維持が困難な状況にあるが、これが流出、分散した場合、郷土の歴史や文化を探求する手がかかりが失われ、後世に継承されず、多大な損失になることが明らかである。</p> <p>横手市の生活の歴史や地域の現状を総合的に見ることができる記録資料を確実に保存し、市民が利活用できる施設として公文書館が機能することを切に願い、次の 2 点を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政の公文書だけでなく、民間の古文書や古記録等を含め、地域にとって重要と判断される歴史資料の収集・保存を業務に加えていただきたい。</li> <li>2. 歴史資料についての専門職員（アーキビスト）を新たに採用し、公文書館に配置していただきたい。</li> </ol>	平鹿地方史研究会 外 3 名	総 務 文 教

番号	受理年月日	件 名	要 旨	陳情者住所氏名	付託委員会
陳情 30 第 14 号	H30. 7. 25	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求めることについて	<p>国において、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置をはじめ、以下のことを対応されるよう要望する旨の意見書を提出されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 30 年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成 30 年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。</li> <li>2. 平成 31 年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成 29 年度までの水準で確保すること。</li> <li>3. 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報を P I O - N E T に登録したり、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。</li> </ol>	秋田県弁護士会	厚 生